

別表（第2条関係）

<p>1</p> <p>移住等 に 関 す る 要 件</p>	<p>(1)</p> <p>移住前の居住地 に 関 する 要 件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 南国市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に 在住していたこと、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下 同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置 法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離 島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区 域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査に基づく人口 と比較して令和2年国勢調査に基づく人口が10%以上減少した市町村をいう。以 下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場 合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしてい たこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前ま でを当該1年の起算点とすることができる。）</p> <p>備考 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学 等へ通学し、東京23区内の企業等に就職した者については、上記期間に、当該 大学等への通学の期間を含めることができる。</p>
	<p>(2)</p> <p>南国市での居住に 関 する 要 件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p>

		<p>ア 南国市への転入前に、担当職員に対面、メール、電話その他の方法により移住相談を行っていること。ただし、令和8年9月30日までの間に第4条の規定による補助金の交付の申請を行う者にとっては、この限りでない。</p> <p>イ 国から高知県に対して地域未来交付金の交付決定がされた後であって、高知県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。</p> <p>ウ 交付申請日時点において、南国市に転入後1年以内であること。</p> <p>エ 南国市に、支援金の交付申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
	<p>(3) その他の要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 日本の国籍を有する者又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>イ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、かつ、高知県及び南国市が認める場合を除く。</p> <p>ウ 申請者が、移住前の居住地の市区町村税、南国市税及び高知県税を滞納していないこと。</p>

<p>2</p> <p>就業に関する要件</p>	<p>(1)</p> <p>一般の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 就業先が高知県又は他の都道府県（内閣府所管の地域再生計画及び地域未来交付金の事業に基づくものに限る。）が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>ウ アの求人への応募日が、マッチングサイトにアの求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>エ 当該法人に、支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
	<p>(2)</p> <p>専門人材（内閣府が推進するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>イ 当該就業先において、支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
<p>3</p> <p>テレワークに関する要件</p>		<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、南国市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p>

		<p>イ 南国市において、原則として恒常的に通勤せず、テレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>ウ 地域未来交付金（デジタル実践型） 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。</p>
4	起業に関する要件	起業支援金の交付決定を受けていること。
5	関係人口に関する要件	<p>(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 南国市に移住する直前の5年間のうち2年以上、南国市にふるさと納税をしていたこと。</p> <p>イ 過去に通算5年以上南国市に居住していたこと。</p>
	転入時の年齢に関する要件	転入日時点において、50歳未満であること。
	就労の状況に関する要件	<p>(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。ただし、地域おこし協力隊員としての経営又は就業は、対象外とする。</p> <p>ア 南国市内において、自ら農林水産業を営んでいること。</p> <p>イ 南国市内の事業者に就業し、農林水産業に従事していること。ただし、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であるものに限る。</p>
6	世帯員が複数である場合の要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住前の居住地において同一の世帯に属していたこと。</p> <p>イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、交付申請日において同一の世帯に属していること。</p>

と。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、国から高知県に対して地域未来交付金の交付決定がされた後であって、高知県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、交付申請日時点において、南国市に転入後1年以内であること。